

いなところがあり、どうも初期は家であると把握された、それがいつのまにか同族団のようになってしまっているところがある。

この理論から従属農民の賦役、それから大家の地主手作関連の経営という、経営内部のとても細かい分析をされた。石神村という格好の対象があり、そこから経営体としての家という観点を出してこられた。つまり、家を経営体として把握しようというのは、いままでの日本の社会学の主流を成してきた考え方であると思う。

日本の家を経営体として把握することは、逆に言えば、日本の家は家族＝ファミリーという単位で構成されているのではない。日本の家というのは、家の内部に非親族を含んでいるというのが一つの特徴であり、なぜ非親族のものを家、あるいは同族メンバーとして含むのかということは、それは日本の家が経営体であるから含むのだ、ということで説明してきた。

【報告一　日本の家の原型】

神戸大学 長谷川 善 計

一 有賀喜左衛門の家理論

有賀先生の家・同族団理論は小作制度、その原型としての従属農民、具体的に言うと、名子の賦役ということから出発された。賦役が親方子方関係に基づくものであり、この親方子方関係が実は本家分家の家関係であると、そのような点から捉えられていた。そうすると、名子という従属農民が広範に存在した家の理論というものは、やはり近世初期の農民の家というものがモデルになつていいと思う。

有賀先生のもう一つの問題は、それが大家族制度であるという把握である。これは、大家族制度は本当に一つの家であるのか、あるいは同族団であるのかというところが、有賀先生の著書にはあいま

二 有賀理論の問題点

①民俗学の原型遷及の方法

有賀先生は民俗学の原型遷及という方法が非情に強く、昭和期に残存した名子の賦役、あるいはそれを巡る資料をとても精力的に集められた。そこからいって名子を含んだ大家族というものがどういうものであるか、ということを復元しようとした。

私の場合は、逆に近世初期から近代に向かってどう変化し、あるいは連續性があるのか、通常の歴史学的方法が私の立場である。そこで、有賀先生の家の理論をきつかけにすると、どうしても近世初期の日本の家がどのような実態であったのか、それが知りたいといふことで、主として長野県の佐久地方を中心として、そこで近世期

に家がどのように変化するのかを調査してきた。その時に、近世期の家の問題は、領主制（支配）ということと非常に強く結び付いているのではないか、ということに気がついた。その点が非常に違う点ではないか。実は、日本の家の独自性というものは、家族や経営の面から出て来るのはなくして、支配の特殊性というところに結び付いて出て来るのはないか、と考えている。この点が近世初期の実態を分析する場合に大事な点ではないか。

もう一つは、民俗学的な方法と結びついて、有賀先生は昭和初期に残存する名子の賦役の関係資料、それを巡る家の資料を集められたが、日本の場合は東北の一部を除いて、近世中期以降に非常に大きな変化をする。そして、名子制という従属農民制度が解体していく。すると、大家族を巡る家の問題はかなりの変化をきたす。それと同時に、村落構造も大きな変化をきたす。そのあたりが、歴史的に理論化されていない。類型としては、同族型・講組型としてあるが、歴史理論としてはつきりなされていないという問題がある。

② 経営体と家

近世初期の家と経営との関係を見ると、驚いたことには、一つの家が一つの地主手作経営だけではいるのではないという事実がある。小諸市の寛文期の五人組帳、あるいは名寄せ帳には、従属農民（この地方では「抱え」と呼ぶ）、その「抱え」のほうが本百姓よりも持ち高が多いという事例がいくつかある。すると、一つの本百姓の家中で、その「抱え」は奉公人を抱えており、それは地主手

作経営くらいの面積を持っており、その場合一つの家に二つの地主手作経営が含まれている。さらに、その元に居る従属農民は小作経営をしているのが普通で、地主手作経営といくつかの小作経営が一

つの家の中に含まれているという形となる。

近世初期を見ると、全てが地主手作経営ではなく、たとえば一六年三年の長野県の佐久地方の本間村の人別帳を見ると、持ち高の多い本百姓の場合は、大体下人を抱えた地主手作経営であろう。ところが、なかには畠が五反ほどで本百姓の家が出来ているという例もある。これは明かに自作農あるいはそれ以下の経営形態をとりながら、家として存在していたと推察される。すると、一つの経営体という単位で家が成立しているのではないということがあります一つの大きな疑問である。

つぎに、いわゆる名子と言われる従属農民の賦役の問題で、これを親方子方関係というものに基づくものだと理解された有賀先生の見解は、非常に卓見である。けれども有賀先生の場合、小作関係というものは子方百姓の子供のつくる小作が原型だとされたのは、正しくないと思う。やはり、賦役というのは本来古代まで遡れば「庸」の系譜を持つものであり、人間支配という主従関係から出て来る問題である。それから、小作というのは田畠の賃貸関係に基づいて出来る問題で、古代に遡ると「租」の系譜に属するもので、賦役の問題と小作の系列の問題は、人的支配に基づくものと、田畠賃貸に基づくものという、並列的に存在してきたものではないか。小作関係というのは中世の段階から出ている問題であり、賦役が終ってそれから小作が展開したという問題ではないと思う。その点がもう一つの疑問である。

③ 大家族制度の紐帯としての従属身分関係
初期の大家族を構成している場合、これの紐帯となっているのは、本当に経営であろうか、あるいは生活連関であろうか。これは実は

従属身分制度という身分制度の問題が大家族制度を構成している、あるいは紐帶となっているという気がする。

④従属身分関係における親族関係

つぎに、大家族における親族関係の問題。これは先ほどの人別帳の例では、添え屋という従属農民が本百姓とどのような親族関係を持っているか、ということが記載されている。それによると、田畠が多い場合に限っては非親族の従属農民を抱え込むことはするが、持ち高がそう多くない場合は、本百姓の弟・娘婿・おじなどを含むが、そのような親族関係を持った添え屋を抱えて大家族構成になつてゐる。少なくともこの場合の大家族構成というのは、ある一定程度の持ち高を越えた場合は非親族の従属農民を抱えるけれども、それ以下の場合は非常に近い親族関係（それも父系親族関係）、その従属農民を抱えていることが特徴であろう。

信州小牧村の家人別改め帳によれば、ここでも親族関係がかなり記載されており、従属農民には、子抱え、本百姓の子供、親の隠居、あるいはこの本百姓の兄が「抱え」として含まれているとか、かなり親族関係の「抱え」が多い。そしてその親族関係の場合も、小諸市の例で言えば、本百姓よりも持ち高の多い従属農民がいる。あるいは、本百姓と均等の持ち高を持つた従属農民の数が、近世初期に非常に多い。

本間村の均分相続を示す文書では、本百姓と「抱え」とが全くおなじ持ち高で並んでいるという事例がいくつがある。均等の持ち高になるというのはこの地方だけではなくて、この時代は農民の間に均分相続が行われており、そのために、本百姓、添え屋、「抱え」というように、身分上の関係は違つても、相続、持ち高の面では均等

というのが初期にはかなり強い。すると従属身分のものというのは、従来考えられていたように、たんに本百姓に賦役を出す、あるいはそれと主従関係を持つというように一元化できないというのが、もう一つの大きな問題である。

たしかに、非親族の従属農民に関しては、これは賦役を出し主従関係を持つというのが正しいが、親族の従属農民に関して言うと、むしろこれは、一般に言われるよにナカマ関係、異なった性質を持つ関係で、本百姓と親族の従属農民とが結び付いているということである。すると、やはり今までの經營、特に地主手作経営に対する従属農民の賦役、あるいは主従関係という形ではこの従属農民身分制度は捉えられない、もう一度この身分制度の解釈を変えねばならない。

⑤身分制度と家

もう一つの家を巡る大きな問題は、近世初期の家というのは、本百姓身分という身分制度と結び付いたものだということだ。本来一軒前の家と呼ぶのは、これは本百姓身分のものに初めて認められたもので、従属農民というのは所帯や經營は独立しているのが原則で、それはいわば本百姓の家のうちに含まれたもので、それをどちらも家と呼ぶ。そのあたり、身分にしたがつて二種の家観念が存在していることが大事なことである。このことは同族団を考える場合、從来名子の分家、親族分家のよう呼び慣わしているが、例えば次三男をいわゆる本百姓として独立させる分家と、「わらじぬき」だとか、奉公人を名子として取り立てる、その名子分家ということとははつきりと意味・内容が異なつてきている。それを従来の理論は非常にあいまいにしてきた。そのところが、家の問題をあいまいにしてきた理由であると思う。

三 支配単位としての家

①役屋・本百姓身分と一軒前の家の設定

家というものは社会単位として何であるか。先ほど述べたように、役であるとか本百姓身分と結び付いたもので、たとえば一六世紀近江速見村の条状、近江坂田郡の本家改めの文書などをみると、ここで何度も出て来るのは、屋敷株、及び本家という言葉である。本家というのは、領主に対して賦役負担を持ったもの、そのものが屋敷の所持を認定され、それが株の形で存在している。家というものは領主に対して賦役負担の義務を負うものというのが領主関係の中から出てくる。同時に、それは公租の納入責任者である。このことは、さしあり家というものは領主支配から出て来るものであり、このことは何も近世になって突如として出てきたということではない。すると、日本の家にとって大事なことは、領主関係において公的な性格を持つてゐるということである。その公的な性格を持つてゐる家という単位の中に、プライベートなファミリーがインパクトされた形で存在しているというように捉えないと、家というものがはつきりしない。その家は賦役負担をする代わりに、屋敷地の所持を公認されている。あるいは、検地帳のうしろに屋敷地の所持者として名前が列んでいるものが、本百姓という身分資格を持つたもので、それが日本史の定説と結び付くものである。そこで、屋敷地というものが、家のシンボルとしての意味を持ってきている。それと同時に家が株化し、本百姓の家株として存在する。

②従属身分

従属身分とはいつたないにか。結局本百姓という大きな家の中に含まれている小さな独立の生計の単位、あるいは経営の単位という

もので、本百姓とは屋敷の中に棲んでいるものということになる。従属農民の場合は、そういう意味では公的な性格を持っているものではなくて、本百姓と私的な関係において結び付いているものである。ただ、従属身分といわゆる奉公人、家内下人と呼ばれているものとの決定的な違いは、従属身分になるということとは、所帯とか経営とか、一応家中で独立単位を構成するということが特徴であろう。本百姓の親の場合に、家産をいかほどか隠居分として分割して、それで独立の経営と所帯をなす場合には隠居だが、そのような分割をなされない場合は、本百姓の家族の中の父と母とか書かれ、非親族の場合も分割独立がない限りは、これは奉公人、召使、下人という形で書かれている。これは、あくまでも本百姓の家族の中に含まれたもの、所帯の中に含まれたもので、それが従属身分になるというのは、その奉公人が生計、あるいは小作経営だとか、独立の経営単位となって、そのようなものとして取り上げられた場合に初めて、名子とか「抱え」とかいう従属身分になるわけで、従属身分というのは、一つの生計、経営という観点から見れば、一応独立した単位を構成している場合に限って、従属身分に取り上げられることになる。

従属身分に親族と非親族があるが、親族の従属身分、とくに男子の場合は分割相続、均分相続ということで、本百姓とはあくまでもナカマ関係である。これはやがて本百姓として分家をさせるということになるが、それに対して、非親族の従属身分の場合は、これはやはり本百姓の経営のために取り立てたもので、この本百姓の経営参加が目的という、従来の定義のとおりであろう。その身分関係は、主従関係的な関係を持ってきたのだと思う。

から屋敷を借りてゐるもの、それがいわば従属身分だということになる。一六七六年の資料で、ある人間が名子になつたという証文があるが、名子になるという証文の見出しへ、「借用申し敷地証文のこと」。つまり名子入りするということは、すなわち屋敷を借りるという形で表れてくる。換言すれば、本百姓の大きな家の中に屋敷を借りて内に含まれる、いわゆる従属身分に組み込まれていくことが、端的に表れている。したがつて、屋敷の賃貸関係というのは、主人の家の中に含まれたものという論理で主従関係が形成されるというのが、日本の家の主従関係を巡る独自性ではないか。

四 村落共同体と家

① 村落共同体の二側面

次の問題は、家が支配の単位としての村の問題とどう関わつて来るのか。日本の村落共同体をどう理解するか、例えば中村吉治先生たちのグループでは、土地の共有・共同所有・水利の問題、そこから村落共同体を説明しようとした。しかし村民の单なる自然発生的な共同関係だけなしに、その村落が組織体としての共同体を形成するという場合には、やはり権力支配という要素が加わらないと村落共同体という形をなさないのではないか。

とくに日本の村落共同体の場合には、耕地の共有ということがほとんどなく、山林の共同利用、水利の共同利用ということである。けれどもそれだけから何故近世のあれほど強固な連帶制を持つた村落が形成されるのか、それは説明困難ではないか。

② 日本の村落共同体の独自性

日本の村落共同体は支配の側から編成されて來るという側面を重

視しないと、日本の村落共同体は自治的な性格は非常に弱くて、支配の末端組織としての性格が非常に強いといふ、その問題が解けないのではないか。そこで中田薰さんの法人格としての性格を持つてゐるという指摘が重要になる。ただ、中田さんはその中で、村の構成単位は村人だとされるが、これは村人という個人ではなく、本百姓の家というものが、村の村落共同体の構成単位であろう。まさに本百姓の家の共同関係において村が構成され、村が運営されているのである。そこのところに、日本の村落共同体の持つてゐる独自性を見たい。

③ 日本の村落共同体と家

村と家との関係ということになると、たとえば、信州の村で今まで抱え百姓であったものを新規に五人組に取り立てる、従属農民を本百姓にするということを村で決めた文書がある。これは、親族の「抱え」、従属農民がいちどに本百姓になった。ところが五人組の全本百姓が連署して文書を作つて、それを代官所に差し出すということは、家の問題といふのは、プライベートな家族の問題ではなくて、あくまでも村が決定する権限を持つてゐる。従属農民として所帯を分立させる、あるいは経営を分立するというところまでは私的事項である。けれども、それを本百姓にするかどうかといふのは、もはや私的事項ではなく、村が決定する事項であるということを端的に示してゐる。とくに近世初期の場合は、本百姓の家のどれかに所属しないと村での居住権がない。日本の家といふのは、やはり家族とか経営とかを越えた一つの社会単位として存在し、その中に、公的な家の中にはプライベートな家族がインプットされ、それが経営を行つてゐるような、複眼的な形で日本の家を捉えねばならない。

五 家と村落の変化

中世後期の変化に関して、多くの村では従属身分制度が解体するが、その解体のし方は各村で様々である。たとえ身分制度が公式には解体しても、現実にはその構造が残る場合がかなりある。

従属農民の場合、よくに非親族の従属農民の場合は、すぐに本百姓になったのではなくて、ほとんどが無高の形で身分だけが解放されている。非親族の従属農民が自立するときの証文を見ると、たとえ身分は解放されても、以後その本百姓の家に対して忠誠をつくすということを誓約して身分が解放されたり、解放されても葬式の場で本百姓とおなじに袴を付けたということで詫状をだせたりするなどといった、身分規制がついている。公式名称でフラットな身分構成になったとしても、持ち高のほうは零細あるいは無高で、現実の村の中の身分規制というのはかなり持続して行つたと考えられる。

他方で今までの村役を本百姓だけが勤めていた家格制、身分制であつたものを高割にするという傾向が出てくる。これは、村の秩序がいままで身分制であったものが、持ち高制を基礎にした形に変化して来るという、一般的な変化を示している。このような形で近世中期以降、多くの地方では変化してくる。それにともなって、同族団というのも、父兄親族の分家を中心とした同族団に編成されてくる。このような傾向を持つことは言えるが、しかしこれは、昭和期になつても名子制度が強固に残存している東北地方の例もあり、その変化というのは地域によってかなり大きな違いがあるということが問題であろう。

このような家の理解に関して、中国或は韓国の家族、宗族、同族、門中とよばれるものとの国際比較がかなりある。その際、日本の同

族或は家と中國韓國の場合と決定的に違う点が二つある。中國、韓國の門中、あるいは宗族の場合は、父兄親族原理が非常に強い形で貫徹している。ところが、日本の同族では非親族のメンバーが含まれて来るということが異なる。次に、中國韓國の宗族或は同族の場合は、これは一村を越えて宗族関係、門中、同族関係が広がるのにたいして、日本の場合には同族関係というのは一つの村の中に限定される。一体何故このようなことがおこるのか。

一つは日本の家が家株という公的な性格を持ってきたもので、経営上非親族のものを家株のなかに含んでも差し支えがないものだということであり、また、日本の家というものは村事項として存在しているということがある。したがつて、家の系譜としての同族団は村を越えることが出来ないという性格を持ってきたのではないか。